

《市民の皆様へ～新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日から変更となります。》

令和5年5月8日から、**新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザと同様の5類感染症となり**、これまでの行政が強く関与する仕組みから、市民の皆様**の自主的な感染予防対策へと変更**します。

国の方針に基づく本市の対応は、次のとおりです。

【感染対策と普段の備えについて】

- ・マスクの着用は、個人や事業所の判断に委ねることを基本とします。
- ・市民や事業所の皆様は、自主的な感染予防対策を継続してください。
- ・発熱などの体調不良時に備えて、体温計、検査キット、解熱鎮痛薬、日持ちする食料（5～7日分）などを備えておきましょう。

【医療機関の受診方法について】

- ・医療体制は、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な対応に移行します。
- ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方、妊婦など）や小学生以下のお子さんは、症状が出たときには、かかりつけ医に電話をした上で受診をお願いします。かかりつけ医のいない方は、道のホームページで公表されている外来対応医療機関に電話をした上で受診してください。医療機関や薬局等に行くときは、マスクを着用するなど、感染対策を行いましょう。
- ・重症化リスクが低く、症状が軽い方は、ご自身で抗原定性検査キット（医療用か一般用、薬局で購入できます）を使って検査を行い、陽性の場合は自宅で療養をお願いします。

【医療費について】

- ・医療機関を受診した時には、9月末まで一部減額措置がありますが、医療費の自己負担が生じます（外来、入院、検査）。

【療養の考え方について】

- ・令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。
- ・発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでは、外出を控えることが推奨されているとともに、その後も10日間が経過するまではマスク着用やハイリスク者との接触は控えることが推奨されています。

【濃厚接触者の考え方について】

- ・保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、濃厚接触者として法律に基づく外出自粛が求められることもありません。
- ・ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったときは、可能であれば部屋を分けるなどの感染対策を実施してください。その上で、ご家族、同居されている方が外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間のご自身の体調に注意してください。

【相談窓口について】

- ・相談窓口を一本化します。発熱時の受診相談や陽性判明後の体調不良の相談、その他後遺症をはじめとする新型コロナウイルスに関する各種相談は、
小樽市新型コロナ相談センター
電話：0120-890-177（24時間）FAX:011-330-2424
メール：covid-sodan@vcn-otaru.city.com で受け付けます。
発熱者相談センター、陽性者登録窓口、一般相談窓口は終了します。

【その他行政の対応変更について】

- ・隔離目的の宿泊施設療養、自宅療養者の健康観察、生活支援物資の提供、パルスオキシメーターの貸出、患者の移送は終了となります。